３次　　３次　**基本目標Ⅰ　人権尊重と男女共同参画社会の視点に立った意識改革**　　**第４次西脇市男女共同参画基本プラン**

基本方針１　アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）と性別役割分担意識の解消と啓発

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅰ	1	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1、42	人権・男女共同参画に関する講座・講演会・学習会等の実施	関係機関と連携しながら講師選定・研修方法の検討を行い、参加しやすい内容の講座・講演会・学習会等を実施します。また、自宅等でも参加可能なオンラインセミナーを実施します。 ◆みらい笑顔塾、出前講座
Ⅰ	1		2、3、25	あらゆる機会を活用した意識改革への啓発・発信	市広報、公式ＳＮＳ、隣保館広報、人権啓発資料の発行など、幅広い情報提供を行います。 ◆週間イベント等
Ⅰ	1		2	啓発図書等の充実	人権・男女共同参画に関する図書や啓発ＤＶＤ等の充実を図ります。 ◆図書、ＤＶＤの充実
Ⅰ	1	男女共同参画センターの充実・強化	6	男女共同参画センターの充実・強化	男女共同参画機構と連携し、センター機能を高め、多様化する社会課題に対応します。
Ⅰ	1	男女共同参画の視点に立った表現の促進	7	男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの活用	情報発信時において、男女共同参画の視点が意識され、本来の目的が適切に伝わる内容となっているかなど、望ましい表現にするため、ガイドラインの活用を促進します。
Ⅲ	3	市民活動グループの支援	45	男女共同参画に関する自主活動グループの育成・支援	男女共同参画の推進等に取り組む活動団体の育成を進めるとともに、啓発事業等を連携して取組を進めます。 ◆もっとすてきに”パートナー”委員会、西脇パパサークルＪＡＯ

基本方針２　次世代を担う若者への教育・啓発

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅰ	2	自分らしい生き方の実現	8	児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けた支援・啓発	性別にとらわれない進路指導及び職業意識の醸成を図ります。 ◆次世代講座
新規	新規		★	理工系女性人材の育成支援・啓発	高等学校等への進学時の文理選択の前に、女子生徒が理工系分野に興味を持つきっかけを作ります。 ◆理工チャレンジ事業の実施
Ⅰ	2	学校における男女共同参画	9	教職員・保護者の男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画意識の向上と性の多様性の理解促進に向けた研修・啓発の充実を図ります。
Ⅲ	5		54	男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用	性別による役員の割当てをせず、男女の偏りのない児童会・生徒会役員の登用に取り組みます。

基本方針１　政策・方針決定過程への女性の参画推進

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅲ	1	あらゆる分野への女性の参画	40、41	事業所・各種団体等における政策・方針決定の場への女性の参画促進	関係機関と連携し、事業所や各種団体等に対して、政策・方針決定の場への女性の参画について啓発を行い、多様な意見を収集し、各事業において反映できるよう促進を図ります。
Ⅲ	3		44	自治会等における女性の参画推進	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ働き掛けます。
Ⅲ	6		55	防災分野における女性の参画推進	自主防災組織などにおける女性の積極的な参画を働きかけます。避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害のある人、子育て世代に配慮した運営等、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。防災会議委員への女性の登用を推進します。
Ⅲ	6		56	防犯分野における女性の参画拡大	犯罪や事故が発生しにくいまちづくりに向け、補導委員や見守り隊（ハーティネス・メンバー）への女性の参画拡大を図ります。
Ⅲ	4		50	農業分野における女性の参画拡大	女性農業者の経営への参画や地域の農業活動への参画拡大を図るため、実践者によるセミナーや交流の機会創出に取り組みます。
Ⅲ	4		51	女性経営者のネットワークづくり	女性経営者や起業した女性の連携が生まれるようイベント等を実施し、ネットワークづくりの取組を行います。
Ⅲ	5		52、53	学校運営等の方針決定の場における女性の登用促進	学校の方針決定の場における男女共同参画を促進します。
Ⅲ	1	市政運営における女性参画の推進	39、59	各種委員会・審議会等への女性委員の登用	審議会等への女性委員の登用を推進するとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。委員の選出規定や選出方法の見直しなどについて、審議会等の所管課に対する働き掛けを積極的に行い、全庁的な取組として、審議会等における女性委員の割合40%以上60%未満を目指します。
Ⅲ	7		57	管理職への女性の登用と職域の拡大	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、管理職への女性職員の登用や性別にこだわらない人員配置、採用等を行います。

基本方針２　誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅲ	4	男女の均等な雇用と待遇の確保	47、48 49	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進に向け、情報提供やセミナーを実施します。
Ⅱ	3	働きやすい職場づくりの推進	26、27、 28、29、 43	ワーク・ライフ・バランスに向けた取組の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男性の子育てや介護への参画及び長時間労働の削減、多様で柔軟な働き方について、関係機関と連携し、周知・意識啓発を図ります。また、各種制度の活用を促進します。 ◆育児休業・介護休業、休暇制度等の情報提供 ◆多様で柔軟な働き方を選択できる制度づくりへの啓発（フレックス、在宅ワークなど）
新規	新規		★	ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定（ミモザ企業）制度等の周知・啓発	だれもが活躍できる職場づくりに取り組んでいる事業所を後押ししていくため、関係機関と連携し、多様な働き方を推進する認定企業制度の周知啓発及び申請支援を行います。

基本方針３　女性の活躍機会の拡大・支援

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅱ	1	就労や起業の支援	18	就労に向けての相談やセミナー等の開催	女性の就労を支援するための相談窓口の充実やセミナー等を実施します。
Ⅱ	1		21	就業継続に向けた人材育成	仕事又は家庭（子育てや介護等）の二者択一ではなく、働き続ける意思をもつ人材の育成を図ります。
Ⅱ	1		20	起業に向けての支援	起業に関するセミナーや相談、イベントなど、関係機関等と連携し、起業に向けての支援の充実を図ります。
Ⅱ	1	能力発揮の推進	22	能力発揮の推進	それぞれの学びの成果を発揮できる機会を提供し、エンパワメントにつなげる取り組みを実施します。 ◆チャレンジショップ等
Ⅱ	1	各種相談窓口の充実と連携	23、24	各種相談窓口の充実と連携	自立支援が必要な方への相談対応とエンパワーメントにつなげていくため、各種相談窓口の充実と連携を図り、効率的な支援体制を構築します。
新規	新規	女性の人材育成	★	女性デジタル人材の養成	女性デジタル人材を養成し、就労やキャリア形成につながる取組を進めます。 ◆デジタルマーケティングセミナー
新規	新規		★	女性リーダーの養成	地域を担う女性の人材を養成するため、「女性リーダー養成講座」（みらい笑顔塾）を開催します。 ◆女性リーダー養成講座

基本方針１　安全・安心な暮らしのための環境づくり

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅲ	3	笑顔で暮らせるまちづくり	44	自治会等における女性の参画推進	自治会等への女性役員の選出に向け、区長会や地域活動組織等へ働き掛けます。
Ⅰ	3		14	犯罪が発生しにくい環境づくり	犯罪が発生しにくいまちづくりに向け、地域における防犯組織・団体や見守り隊（ハーティネス・メンバー）の活動支援を行います。
Ⅲ	6		55	防災分野における女性の参画推進	自主防災組織などにおける女性の積極的な参画を働き掛けます。避難場所、災害ボランティア活動の場等において、女性や障害のある人、子育て世代に配慮した運営等、男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。防災会議委員への女性の登用を推進します。
Ⅲ	6		56	防犯分野における女性の参画推進	犯罪や事故が発生しにくいまちづくりに向け、補導委員や見守り隊（ハーティネス・メンバー）への女性の参画拡大を図ります。
Ⅰ	1		5	ＬＧＢＴ等の性的マイノリティ（性的少数者）への理解促進	関係機関と連携し、性の多様性を認識し、ＬＧＢＴ等の性的マイノリティ（性的少数者）に関する理解を深める学習機会の提供に努めます。
Ⅱ	4	子育て支援の充実	30	子育て相談業務の実施	民生委員・児童委員や主任児童委員と連携し、家庭児童相談や乳児相談等の充実を図ります。
Ⅱ	4		33、34	多様な保育事業等の実施	保護者の就労などに対応した乳幼児や障害のある子どもの一時預かり保育・休日保育や病児保育等の充実を図ります。 労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びの場を確保する、放課後児童クラブの充実を図ります。
Ⅱ	4		31、32、35	子育て支援の充実	食育や心身の健康について学ぶ子育て教室を実施します。子育てボランティアの紹介や小児医療情報など子育て情報誌を発行し、様々な情報提供を行います。また、児童館等において、自主性、社会性、生活技術を育む児童館や異年齢児や親子が安心して過ごせる遊び場の充実を図ります。 一時的に子育ての支援を受けたい方を対象に子育て支援サービスを実施します。
Ⅱ	5	高齢者・障害のある人・外国人への支援	36	障害のある人、高齢者の介護についての相談業務の実施	民生委員・児童委員や在宅介護支援センター等関係機関と連携し、介護相談や認知症に関する相談等の充実を図ります。地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口の周知を図ります。
Ⅱ	5		38	障害のある人、高齢者、在住外国人への的確な情報提供	障害福祉サービスや障害のある子どもを対象としたサービス、その他事業に関する情報提供を行い、適切なサービス利用を促進することで介護負担の軽減を図ります。 性別による生きづらさを感じている在住外国人が、地域の一員として安心して生活できるよう、必要な情報提供や支援等を行います。
Ⅰ	3	困難を抱える方への支援	16	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が抱える問題解決のため、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員による相談体制を充実します。
新規	新規		★	西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画の推進	西脇市困難な問題を抱える女性への支援計画を推進します。

基本方針２　あらゆる暴力の根絶

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅰ	3	暴力根絶への啓発等	12	暴力根絶への広報	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。
Ⅰ	3		13	暴力根絶に向けた予防学習の取組	学校や企業等を対象としたＤＶ防止に向けた取組や教育の充実を図ります。
Ⅰ	3		15	ハラスメント防止対策の推進	職場や地域等でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するとともに、関係機関と連携し、研修会・講習会の開催に努めます。
Ⅳ	1		60	暴力根絶への広報	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。
Ⅳ	1		61	暴力根絶に向けた予防学習の取組	学校や企業等を対象としたＤＶ防止に向けた取組や教育の充実を図ります。
Ⅳ	1		62	ＤＶ防止の理解を深めるための啓発と教育	ＤＶに関する理解を深め、防止を図るための啓発と教育を行います。
Ⅳ	1		63	デートＤＶに関する啓発	児童生徒に対して、デートＤＶに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。
新規	新規		★	第３次西脇市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画の推進	第３次西脇市配偶者等暴力（ＤＶ）対策基本計画を推進します。

基本方針３　ライフステージに応じた健康増進

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅰ	3	健康支援	11	生涯にわたる健康についての支援	誰もが生涯にわたり健康に生活を送るため、互いの身体的特性への理解を深めるとともに、正確な知識や情報を提供します。 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念が定着するよう、普及啓発を図ります。また、性感染症の予防や望まない妊娠を防ぐため、性に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
新規	新規	女性の健康支援及び増進	★	プレコンセプションケアの普及	性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、自分の健康や将来のライフプランについて考えられよう、プレコンセプションケアの普及・啓発を行います。 女性の健康を維持するため、自分の体を大切にする生活習慣を身につけることを推進します。
Ⅰ	3		10	妊娠・出産期における健康支援	妊産婦の心身の健康を守るために必要な日常生活のアドバイスを、助産師や保健師等が実施します。
新規	新規		★	フェムテックの普及	女性特有の健康課題やライフステージにおける悩みを、テクノロジーの力で解決できるよう取組を進めます。
新規	新規		★	子育て世代女性の健康づくり支援	妊婦や子育て中の女性を対象に、運動と交流を実践する事業を実施し、孤立を防ぐとともに、心と体の健康づくりに取り組みます。

基本方針１　あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

３次 基本目標	３次 基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅳ	1	啓発・教育の推進	60	暴力根絶への広報（No.12再掲）	暴力は重大な人権侵害であることを周知するため、わかりやすく、読みやすい内容の資料の作成・配布、学習機会の提供を行います。
Ⅳ	1		61	暴力根絶に向けた予防学習の取組（No.13再掲）	ＤＶや性暴力の増加・深刻化の懸念も踏まえ、学校や企業等を対象としたＤＶ防止に向けた取組や教育の充実を図ります。
Ⅳ	1		(63)	次世代への教育の推進	児童生徒に対して、デートＤＶに関する理解を深めるため、学校への出前講座など学習機会を提供しながら啓発を行います。また、いのちの大切さを学ぶ教育（生命（いのち）の安全教育・児童と乳幼児のふれあい交流事業・繋がるいのちの事業）を行います。
新規	新規		★	法改正の周知と社会的な雰囲気醸成	保護命令制度の拡充等法改正の内容を広く周知するとともに、誰もが正しく理解し、支え合える社会的な雰囲気づくりを進めます。
Ⅳ	2		68	相談窓口の周知（性別を問わない）及び意識啓発	相談窓口の周知とともに、男性被害者が相談につながるよう周知方法の工夫を行います。

基本方針２　ＤＶ被害の早期発見と相談体制の整備・充実

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅳ	2	相談支援体制の充実	66	市の各種窓口におけるＤＶ被害の気付きと相談支援窓口への連携	市の各種窓口において、ＤＶ被害者と思われる方への気付きと相談支援窓口へ連携を図ります。
Ⅳ	2		(71、77)	西脇市配偶者暴力相談支援センターの機能強化	女性相談支援員を配置するとともに、相談窓口職員及び関係職員の資質の向上のための研修機会の充実を図ります。
新規	新規		(71)	専門性の向上	兵庫県女性家庭センターによるスーパーバイズ体制の確立を図り、相談窓口職員の専門性の向上を図ります。
新規	新規		★	多様な相談媒体の確保	ＳＮＳ（ＬＩＮＥ等）による情報発信や相談の導入します
新規	新規	関係機関との連携・協働	★	法定協議会の設置・運営	関係機関等との連携等を深め、DV被害者・その家族の支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報共有および支援内容に関する協議を行います。
新規	新規		★	広域連携の推進	県が実施する配偶者暴力相談支援センター連絡会議の場を活用し、市町村間の相互連携を図ります。

基本方針３　ＤＶ被害者への支援体制の整備

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
Ⅳ	3	緊急時の安全確保	72	迅速な保護体制の整備	警察や県立女性家庭センターと連携を図り、迅速な対応によりＤＶ被害者及び同伴児童の安全を確保します。
新規	新規		★	被害者情報の徹底管理	ＤＶ被害者・その家族の住所、居所、連絡先、相談内容などが加害者等に漏れないよう情報を厳格に取り扱うともに、必要により住民基本台帳事務における支援措置の申請を促し、ＤＶ被害者・その家族の安全確保に努めます。
Ⅳ	3	自立に向けた支援体制の整備	73	生活基盤の確保	ＤＶ被害者の自立に向けた各種情報の提供と相談支援の充実を図ります。
Ⅳ	3		74	心身のケアの充実	ＤＶ被害者が受けた精神的なダメージの緩和及びトラウマを抱えた子どもの支援のため、心理的なケアにつなぎます。
Ⅳ	3		76	ＤＶ被害者の住居の確保	ＤＶ被害者の住まいの確保のため、被害者に配慮した公営住宅入居要件の緩和等を行うことにより、自立支援を行います。
新規	新規		★	同伴児童への学習・生活支援	ＤＶによる環境変化や転居に伴う不安を軽減し、児童が安心して生活できる環境を整えます。合わせて、学習機会を確保し、在籍校や関係機関と連携しながら、児童の発達段階と個別の状況に応じた支援を行います。

基本方針１　困難な問題を抱える女性が相談しやすい環境の整備

３次 基本目標	３次 基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
新規	新規	啓発・教育の推進	★	インターネット等を活用した広報の充実	問題の潜在化や深刻化を防ぐため、SNS等を活用した多様な情報発信や相談窓口の周知を図ります。
新規	新規		★	次世代への教育の推進	デートＤＶや各種ハラスメントを防止するための啓発を行うとともに、「生命の安全教育」を通じて、次世代を担う子どもたちに人権や命の大切さを伝えます。
新規	新規	相談支援体制の充実	★	アウトリーチ支援の推進	庁内関係部署や関係機関が連携し、積極的に困難な問題を抱えている本人に気づき、相談・支援につなぐ等アウトリーチ支援を実施します。
新規	新規		★	寄り添い型の相談支援の推進	本人の意思を尊重しながら、寄り添い、自立に向けて継続的な支援を実施します。

基本方針２　一人ひとりの女性を中心においた支援の充実

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
新規	新規	支援体制の整備	★	経済的・社会的自立の推進	生活保護を受けている方やすぐに働くことが難しい方などに対し、就職活動や生活習慣の改善、仕事に必要な力を身につける支援を行い、自立に向けた取り組みを進めます。（生活保護受給者等自立促進事業、就労準備支援事業等）また、ひとり親の方が安定した仕事に就けるよう、資格取得や職業訓練の費用・生活費の支給、就労に向けた個別相談や支援計画の作成を行います。（自立支援教育訓練給付・高等職業訓練促進給付金・母子・父子自立支援プログラム策定事業）
新規	新規		★	アフターケアの徹底	こころのケアや孤立しないための居場所や自助グループ等の周知、自立に関する情報提供等により、切れ目のない継続した支援に取組みます。
新規	新規	安全確保	★	安全・安心な居場所と一時保護	安心して自由に相談ができる居場所や窓口の周知に努めるとともに、必要により女性家庭支援センター等との連携による一時保護につなぐ。
新規	新規		★	住宅の確保	公営住宅における優先入居制度や入居資格の緩和等関係部局との連携等により住宅確保のための支援に努めます。

基本方針３　庁内外で連携した支援体制の整備

基本目標	基本方針	基本的方向	番号	具体的施策	内容等
新規	新規	関係機関との連携・協働	★	支援調整会議の設置・運営	関係機関等との連携等を深め、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報共有および支援内容に関する協議を行います。
新規	新規		★	関係機関、民間支援団体等との連携・協働及び市町間の相互連携	支援に関わる全ての関係機関・団体が連携・協働の体制を強化するとともに、居住地にかかわらず、必要な支援を切れ目なく受けられる体制を整えるため、市町村間の相互連携を図ります。